

香芝市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香芝市公平委員会 委員長 浅越 保

香芝市公平委員会規則第2号

香芝市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

香芝市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成16年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び香芝市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「香芝市個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第15号）」を「香芝市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年規則第7号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。